

事業系ごみについてのお願い

「680g」みなさんこれが何を示す重さかご存知ですか？
青森県が定めた生活系ごみ1人1日当たりの排出量です。
(※令和2年度までの目標値)

佐井村の場合、平成29年度時点で、「962g（県内39位）」と、
目標を達成するためには、1人1日当たり約300g減らす努力が
必要です。

一方、事業系ごみについては「12g（県内2位）」と、極端に
少ないことから、原因は生活系ごみへ事業系ごみが混入してい
ることと推測されます。

この状況から、村では事業系ごみの切り離しを行い、生活系ごみの減量化を図ってきたところ
ですが、その中で問合せが多い「漁業系ごみ」についての処分方法をご紹介します。

まず、漁網・ロープ・漁業系廃棄材は産業廃棄物ではありますが、下北地域の産業を思慮する上
では重要な産業であることから、一般廃棄物処理の範疇（はんちゅう）で処理対象としており、む
つ市にあるアックス・グリーンにおいての処理が可能です。ただし、出し方に注意点がありますの
で、次の表のとおりとします。

【事業系ごみなどの出し方】



漁具名など	出し方
漁網（テープ網含む）	網を丸めた際の直径が20cm以下、結束ピッチは70cm以内で長さが3m以内、重さは30kg以下の形状にする。 鉛が付いているものは、取り外して有害ごみへ。
さし網	透明または半透明の袋に入れ、口は縛る。
ロープ（直径2cm以下）	丸める場合は、太さ20cm、外径65cm以内、重さ30kg以下の形状にし、2か所以上縛る。 鉛が付いているものは、取り外して有害ごみへ。
ロープ（直径2cm以上）	直径20cm、長さ1m以内、重さ30kg以下の形状にし、2か所以上縛る。 鉛が付いているものは、取り外して有害ごみへ。
ワイヤー（イカ漁用）	太さ10cm以下で、直径50cm以下の形状にし、2か所以上縛る。
浮き玉	ロープを取り除き、粗大ごみとして排出。 ※可能な限り半分に裁断すること。
防舷材（ピンドルなど）	ロープを取り除き、透明または半透明の袋に入れ、口は縛る。 袋に入らない場合は、粗大ごみとして排出する。
プラスチック製ネット	小切りされたものは可燃ごみとし、大きいものは袋に入れて粗大ごみとして排出。
プラスチック製カゴ	そのままの形状で粗大ごみとして排出。
かご状のフレームのある網（アイナメ籠など）	網とフレームに分け、網は漁網に同じ。 フレーム材質がパイプ製のものは、粗大ごみ、鉄製（鉄筋等材）の場合は50cm以下の形状にする。
木船	自己解体した場合は長さ1m以下、直径20cm以下の形状にし、粗大ごみとして排出する。委託の場合は産業廃棄物のため、搬入禁止。
その他	鉛が取り外せない場合は、搬入禁止。産業廃棄物処理業者へ処分依頼する。

※記載事項以外のごみは、搬入禁止物である場合があります。事前にご相談ください。